

モザンビーク共和国

2022年4月4日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)
同 [近藤綾香](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年4月1日
法律事務所	JLA Advogados (https://www.jlaadvogados.com/)
担当弁護士	Zara Jamal, Partner Emanuel Nhanombe, Associate Carol Velasco Matias, Associate
連絡先	Email: maputo@jlaadvogados.com ; Telephone: (+258) 21 317 159; Address: Rua dos Desportistas, n°691, JAT 6.1 Building, 13th Floor, North Fraction Maputo-Mozambique

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電子取引法 (Electric Transactions Law) <ul style="list-style-type: none"> - URL : https://www.inage.gov.mz/wp-content/uploads/2018/05/LEI-DE-TRANSACC%C3%95ES-ELECTR%C3%93NICAS.pdf (正式な英訳版は存在しない) - 施行状況 : 2017年4月9日施行 - 対象機関 : 公的部門及び民間部門 (電子取引または商取引、電子政府に関連して) - 対象情報 : データ主体 (個人) に関するあらゆる情報 ■ 情報法 (Information Law) <ul style="list-style-type: none"> - URL : https://landportal.org/node/61658 (正式な英訳版は存在しない) - 施行状況 : 2014年12月31日施行 - 対象機関 : 国の機関、直接・間接行政機関、在外代表機関、地方公共団体のほか、法律または契約に基づいて公益活動を行う民間団体、またはその活動において起源を問わず公的資源から利益を得て、公益情報を保有する民間団体 - 対象情報 : 手動または電子計算機により記録された、特定または識別さ
------------------	---

	れる自然人に関する情報	
個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報	EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし	
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。	
	① 収集制限の原則	上記法令に一部規定されている。
	② データ内容の原則	上記法令に一部規定されている。
	③ 目的明確化の原則	上記法令に一部規定されている。
	④ 利用制限の原則	上記法令に一部規定されている。
	⑤ 安全保護の原則	上記法令に一部規定されている。
	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。
	⑦ 個人参加の原則	上記法令に一部規定されている。
	⑧ 責任の原則	上記法令に一部規定されている。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの - ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの - 	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/